

平成 18 年 9 月 21 日

遺伝子組換え食品について

(財)食品産業センター

(財)食品産業センターでは、食品業界の基本的な考え方として、遺伝子組換え食品の安全性や表示制度について以下のように考えます。

- (1) 人類は、非常に古い時代から、植物や動物を交配して改良したり、また酒やみそなどの食品を作るために微生物を利用したりするなど、生物の持つ機能を上手に活用してきました。

遺伝子組換え技術は、このような生物の持つ機能を上手に利用するために開発された技術の一つで、ある生物から目的とする有用な遺伝子だけを取り出し、改良しようとする生物に導入することにより、新しい性質を付与する画期的な技術です。

このため、遺伝子組換え技術は、農林水産業・食品産業や関連産業の抜本的体質強化、生産物の多様化・高付加価値化に役立つのみならず、益々深刻化が予想される「世界の食料問題や環境問題等の解決」に大きく貢献する技術として世界中で大きな期待が寄せられています。

もちろん、食品としての安全性及び環境への影響について十分な配慮・検討が必要であることは当然のことと考えます。

- (2) 遺伝子組換え食品の食品としての安全性については、遺伝子組換え食品の国際的な広がりを背景として、平成 13 年 4 月から食品衛生法に基づいて安全性審査が義務化されました。また、平成 15 年 7 月に食品安全委員会が設立されてからは、遺伝子組換え食品及び農産物について、リスク評価機関としての食品安全委員会とリスク管理機関としての厚生労働省とで役割を分担しています。

すなわち、食品安全委員会において、国連の機関である F A O 及び W H O が共同で設置しているコーデックス委員会の「遺伝子組換え食品の安全性評価の実施に関するガイドライン」等を基本として作成された「遺伝子組換え食品の安全性評価基準」に基づき食品としての安全性が評価され、その評価結果に基づき厚生労働省が安全性審査や安全性確保を行っています。

また、環境面への安全性については、多様な生物が共存している生態系のバランスを維持するため、遺伝子組換え生物等の使用による悪影響を防止することを目的とした国際協定として「生物多様性条約(カルタヘナ議定書)」が採択され、これに日本も加盟して平成 15 年に発効しています。

この条約の目的を実現するために制定された「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に基づき、開発者、輸入者等が使用規定ならび

に野生動植物や微生物の種などへの支障の有無に関する生物多様性影響評価書等を策定し、環境省、農林水産省等に提出し承認を受けるという仕組みで安全性を確保しています。

- (3) 遺伝子組換え食品の表示については、食品衛生法及びJAS法(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律)により定められた規定に基づくこととされています。

すなわち、

遺伝子組換え農産物を原材料としているものであって、加工工程後も組み換えられたDNA又はこれによって生じたタンパク質が残存する加工食品は「遺伝子組換え」や「遺伝子組換え不分別」の表示が義務付けられます。

組み換えられたDNA及びこれによって生じたタンパク質が加工工程で除去・分解され食品中に残存しないものは、遺伝子組換えについての表示義務はありません。

非遺伝子組換え農産物とその加工食品は、遺伝子組換えでないことを表示する必要はありません。ただし、任意で「遺伝子組換えでないものを分別「遺伝子組換えでない」」などと表示することができます。

遺伝子組換え農産物が主な原材料(原材料の上位3位以内で全重量の5%以上を占める)でない場合は表示義務はありません。

とされています。

この表示制度については、農林水産省の「食品表示問題懇談会遺伝子組換え食品部会」において消費者代表、研究者及び食品企業の参加の下で平成9年5月から平成11年8月まで検討され、また厚生労働省の「食品衛生調査会表示特別部会」においても平成10年8月から平成12年7月まで検討され、消費者の選択に資するために表示制度を導入するとされたものであり、遺伝子組換え食品に関する表示は食品の安全性を前提に実施されているものです。

- (4) 個々の食品企業は、食品原材料、製造・販売する食品あるいは製造方法については、現在の科学的知見とそれに基づいた制度・規制を遵守し、消費者を始め関係する人々、地域社会、自然環境などに配慮して安全性を確保し安定的に供給するよう努力しているところです。

(参考)

遺伝子組換え食品の安全性確認の仕組み(厚生労働省 遺伝子組換え食品Q&A C-3)

遺伝子組換え食品の安全性の審査は、食品安全委員会において科学的に実施されています。遺伝子組換え食品の開発や実用化は、近年、国際的にも急速に広がっており、今後さらに新しい食品の開発が進むことも予想されるため、厚生労働省では安全性審査

がされていないものが国内で流通しないよう、安全性審査を食品衛生法上の義務とすることとしました。

これにより、平成13年4月1日から、安全性審査を受けていない遺伝子組換え食品又はこれを原材料に用いた食品は、輸入、販売等が法的に禁止されています。

安全性の審査は、主に

- 1．組換えDNA技術により付加される全ての性質
- 2．組換えDNA技術に起因し発生するその他の影響が生ずる可能性について行われます。

具体的には

- 挿入遺伝子の安全性
- 挿入遺伝子により産生される蛋白質の有害性の有無
- アレルギー誘発性の有無
- 挿入遺伝子が間接的に作用し、他の有害物質を産生する可能性の有無
- 遺伝子を挿入したことにより成分に重大な変化を起こす可能性の有無等について審査を行います。

遺伝子組換え食品及び組換え農産物についてさらに詳しくお知りになりたい場合には、厚生労働省のホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/idenishi/index.html>

食品安全委員会のホームページ

<http://www.fsc.go.jp/senmon/idenishi/index.html>

農林水産省のホームページ

http://www.maff.go.jp/syohi_anzen/idenishi_kumikae.html

をご参照ください。

また、遺伝子組換え農産物のIPハンドリングについては食品産業センターのホームページ

<http://www.shokusan.or.jp/>

『食品産業をめぐる最近の課題と対応』

『バルク輸送非GMO流通マニュアル』をご参照ください。